**社会保障II　2023年12月20日（水）2限目 10:40 ～12：10 　講義室 304**

**第12回【社会手当制度】社会手当制度の概要、児童手当、児童扶養手当等　第5章　第6節　社会手当制度の概要 (1)社会手当制度の概要(2)児童手当(3)児童扶養手当制度**

**（４）障害児・障害者に対する社会手当等　　P.222-225**

**●リアクションペーパーII＃12**

**学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名**

**１．社会手当制度の概要**

**□社会手当制度とは、法的に定められた要件を満たす者に対し、主として税財源による金銭給付を行う制度の総称。**

**□社会手当制度には、児童手当、児童扶養手当（母子父子家庭）、特別児童扶養手当（ 障害児・障害者）がある。**

**□児童手当については一部、事業者の負担もあり、財源は複雑である**

**□制度ごとに給付対象や給付金額が定めれらており、【非該当】などの条件的制約や所得制限、所得制限による減額などもある。**

**□個々の社会手当はそれぞれ別制度なので異なる手当を重複して受給することができる。**

**２．社会手当制度の目的・対象（受給条件・制約）**

**□児童手当は子ども・子育て支援法（2012（H24）年）に基づき、生計を同じくする父母等に児童手当（月1.5から1万円、所得制限あり）を中学校卒業まで支給し、次代の育成に資することを目的とする。**

**□児童手当は、原則、所得の高い方に支給。ただし児童福祉施設等に入所の場合、児童の父母は受給できない（施設設置者が受給者）。公務員は勤務先で手続きし勤務先から児童手当を支給。それ以外の人は住民票を出している自治体が支給。**

**□児童扶養手当は父又は母と生計を同じくしていない児童（単親世帯の子ども）が対象。**

**18歳未満（障害がある場合は20歳未満）まで支給（月4.4万円から0.6万円、所得制限あり）。2010（H22）年の法改正で母子家庭のみから父子家庭も対象となった。**

**□特別児童扶養手当は精神又は身体に障害を有する児童（20歳未満）の養育者に支給。障がいの程度により特別児童扶養手当（障害1級月5.3万円・2級３.５万円）、障害児福祉手当（重度）（＋月１.5万円）、特別障害者手当（最重度）（＋月2.8万円）があり、さらに障害基礎年金の受給権のない障害者には、特別障害者給付金（障害1級月5.3万円・2級4.３万円）が支給される。**